# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

日本の高齢化は世界に類のない速さで進行しており、国勢調査によると平成27年10月の高齢者人口は、団塊の世代(昭和22年~24年生まれの第1次ベビーブーム世代)が65歳以上の高齢者となっていることもあり、3,392万人と大幅に増加し、総人口に占める割合は26.7%と人口、割合ともに過去最高となっています。

本市においても高齢者人口及び高齢化率は増加傾向にあり、平成 29 年 10 月時点 の65歳以上の高齢者は 12,297 人、高齢化率は 43.1%となっています。

今後の推計では、平成37年には50.2%となり、人口のおよそ半数が高齢者となると予測されます。

今後、急速に高齢化が進行するであろうと予測されており、併せて一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護及び認知症高齢者等が増加することも見込まれています。

第6期計画においては、在宅医療・介護連携の充実、地域ケア会議の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等を重点的に進めるため、平成37年度を目標とした、中長期的な視点に立った計画を策定し、高齢者施策を推進してきました。

今回、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

これらの背景を踏まえ、本市では「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」が平成29年度において期間満了を迎えることから、第6期計画の成果や本市の状況、高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえ将来的な高齢者を取り巻く状況を視野に入れつつ、来るべき高齢化のピーク時に目指すべきケアシステムの実現を目指して「第7期老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

## (1) 根拠法令等

本計画は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号第20条の8に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するものです。

#### ■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であ り、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象 とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療 と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

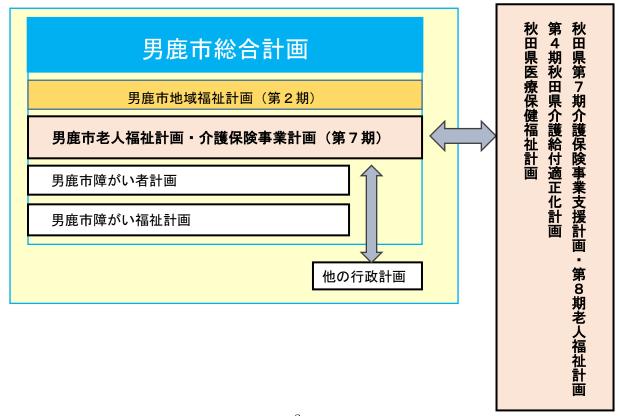
#### ■老人福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

## (2)他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である男鹿市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、市の地域福祉計画など高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定します。また、国の指針をはじめ、秋田県の介護保険事業支援計画、介護給付適正化計画、医療保健福祉計画とも整合性を図ります。

#### ●本計画の位置づけのイメージ



#### 3 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

また、第6期計画と同様に団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までを見据えた中長期的な取り組みを推進する計画となります。



## 4 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行いました。

# (1)委員会における作成

本計画の策定にあたり、介護保険事業計画策定委員会を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、それぞれの見地から計画案を審議いただきました。

# (2)アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎的な資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

#### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、 地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定することを目的として、要介護 認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 1,300 人を無作為に抽出し、平成 29 年6月に実施

#### ② 在宅介護実態調査

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請及び区分変更申請をしている方を対象に平成29年1月から6月に実施

#### (3)地域包括ケア「見える化」システムの活用

都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に 支援するために、厚生労働省により新たに導入された情報システムです。介護保険 に関連する情報をはじめ様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較 等による現状分析から本市の課題の抽出を行い、また将来推計機能により介護サー ビス見込量の算出を行いました。

#### 5 計画の周知

計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、広報やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の保健福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。